

富士見市デマンドタクシー (タクシー補助制度)



運行期間 令和8年4/1～令和10年3/31
(2年間)

毎日運行(12/29から1/3を除く)

午前8時30分から午後5時30分まで(※電話受付時間)

利用回数 年度内(4/1～3/31) **12回**

補助額 利用料金の半額(10円未満切捨て)

→タクシーメーターの表示額

ただし、1運行の上限補助金は **700円** です

※利用料金には迎車料金を含みます

利用可能範囲 例：①富士見市内 ⇄ 富士見市外
②富士見市内 ⇄ 富士見市内

乗車地、降車地のいずれか一方が富士見市内である運行

利用には登録証が必要なため、事前に登録申請が必要

●登録方法

申請書に必要事項を記入し、下記へ提出してください。

●提出先

- 都市計画課、各出張所、子ども未来応援センター(妊婦のみ)
(必要な確認書類をご確認のうえ、申請時に提示してください。)
- 郵送またはFAXの場合、確認書類の写しを添付し、都市計画課へ提出してください。
- 都市計画課で登録申請された場合は、その場で登録証を発行いたしますが、都市計画課以外で登録申請された場合は、登録証を後日ご自宅に郵送となります。早急に登録証が必要な方は都市計画課の窓口までお越しください。

登録できる方 富士見市に住民登録があり、
下記のいずれかに該当する方

- 70歳以上の方
- 要支援・要介護認定者及び事業対象者
- 障がい等のある方(※1)
障害者手帳もしくは難病等の受給者証をお持ちの方
- 妊婦 ●未就学児

有効期間
2年間

ただし、70歳未満の要支援・要介護認定者、事業対象者、障がい等のある方は、各証明書等記載の有効期間までです。
妊婦の方は、出産予定日+60日までです。

(※1)富士見市福祉タクシー券の対象者(下記の方)は除きます。

- 身体障害者手帳の1級又は2級の障がいを有する方
- 療育手帳のA又はAの障がいを有する方
- 精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級の障がいを有する方

事前登録申請時に必要な確認書類

- 氏名、生年月日、現住所が分かるもの(マイナンバーカード、免許証など)

以下に該当の方は下記の確認書類が必要です。

【要支援・要介護認定者及び事業対象者】

- 介護保険被保険者証

【障がい等のある方】

- 障害者手帳または難病等の受給者証

【妊婦】

- 母子健康手帳(分娩予定日が分かるもの)

富士見市デマンドタクシーご利用の流れ

① 運行事業者に 電話

- **下記運行事業者のデマンドタクシー専用電話番号**のいずれかに電話し、以下の内容を伝えてください。
- デマンドタクシーを利用したいこと
- 「登録番号」、「利用者氏名」、「どこからどこへ行きたいか」
- 申請時に登録された電話番号でお電話すると配車がスムーズです。

富士見市デマンドタクシー専用電話番号 **※予約不可**

- **ダイヤモンド交通(株)** **049-265-3610**
- **鶴瀬交通(株)** **049-251-0377**
- **(有)みのり交通** **049-293-1099**

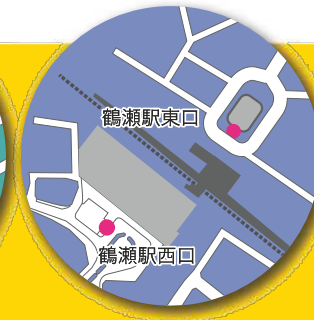
② 待ち合わせ場所 で乗車

- 運転手に登録証を必ず提示してください。
- 原則配車依頼後のキャンセルはできません。
- 富士見市内3駅から乗車する場合、専用の乗車場所があります。
(看板設置)

ふじみ野駅
駅前広場内



鶴瀬駅
駅前広場内



みずほ台駅
駅前広場内



③ 目的地で降車

- 補助金適用後の利用料金をお支払いください。
- 利用料金には迎車料金を含みます。
- 目的地以外の立ち寄りはありません。

※利用料金はタクシーメーターの表示額

ご利用上の注意点

- **予約は出来ないため**、利用する時にお電話ください。
- 利用時に、障害者手帳を提示した方は、障がい者割引(1割引)後のタクシーメーターの半額となります。
- ららぽーと富士見は**降車のみ**となり、乗車はできません。
- 富士見市内3駅(ふじみ野駅・鶴瀬駅・みずほ台駅)東西口の**通常のタクシー乗場からは乗車できません**。
- 目的地で待機はできませんので、お帰りのご利用の際には、再度、運行事業者へ電話連絡をお願いします。
- 年度内(4/1～3/31)に**12回を超える利用はできません**。
- 市外利用の場合は、運行事業者へご確認ください。
- 待機しているタクシー及び街中で走っているタクシーに直接乗車することはできません。**必ず運行事業者**に電話連絡をしてください。
- 登録された方が乗車する場合、**登録されていない方も同乗することができます**。
- 登録された方にアンケート調査を行う場合があります。

みんな笑顔☆ふじみ
富士見市

【問合せ】都市計画課
TEL:049-251-2711(内線441・408)
FAX:049-254-0210
富士見市大字鶴馬1800番地の1

